

株主との建設的対話に関する方針

2015.12.11

新光商事

取締役会

1. 基本的な考え

当社はコーポレートガバナンスコードの原則を重要視し、当社の業界並びに環境に即した株主との対話を活性化するために努力するものとする。そのために必要に応じて株主懇談会等具体的なスケジュールをホームページ等で公開するものとする。

2. 事務局

当該事務局は総務部総務課として担当役員を責任者とする。

以上